

## 5 土砂災害特別警戒区域における行為制限

令和7年4月1日現在

<b>根拠法令</b>	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(第10条) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(第8条)	担当課 担当係	砂防・災害対策課 災害対策係 0742-27-8521
<b>制度の概要</b>	土砂災害特別警戒区域内で一定の開発行為を行う場合は知事の許可を受けなければならない。		
<b>目的</b>	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限する。		
<b>対象地域</b>	土砂災害特別警戒区域 土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地で、奈良県知事が指定した区域 ※土砂災害特別警戒区域かどうかの確認は、砂防・災害対策課、各土木事務所、該当市町村役場において、公示図書を縦覧し、又は砂防・災害対策課ホームページで公開している地図で確認する必要がある。		
<b>規制内容</b>	許可が必要な行為 土砂災害特別警戒区域内で行う都市計画法に規定する開発行為で、その予定建築物の用途が制限用途であるもの(特定開発行為)には、許可が必要。 ※制限用途の例 (1) 社宅、賃貸住宅、分譲住宅などの住宅 (2) 防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設(老人ホームや児童福祉施設など) (3) 特別支援学校及び幼稚園 (4) 病院、診療所及び助産所 (5) (1)～(4)の用途でないことが確定していないもの		
<b>許可等の基準</b>	建築物における土砂災害を防止するものであるとともに、開発区域及びその周辺に土砂災害の発生のおそれを大きくするものでないこと。また、令に定められた技術的基準に従って講じられたものであること。		
<b>手続のフロー図</b>			